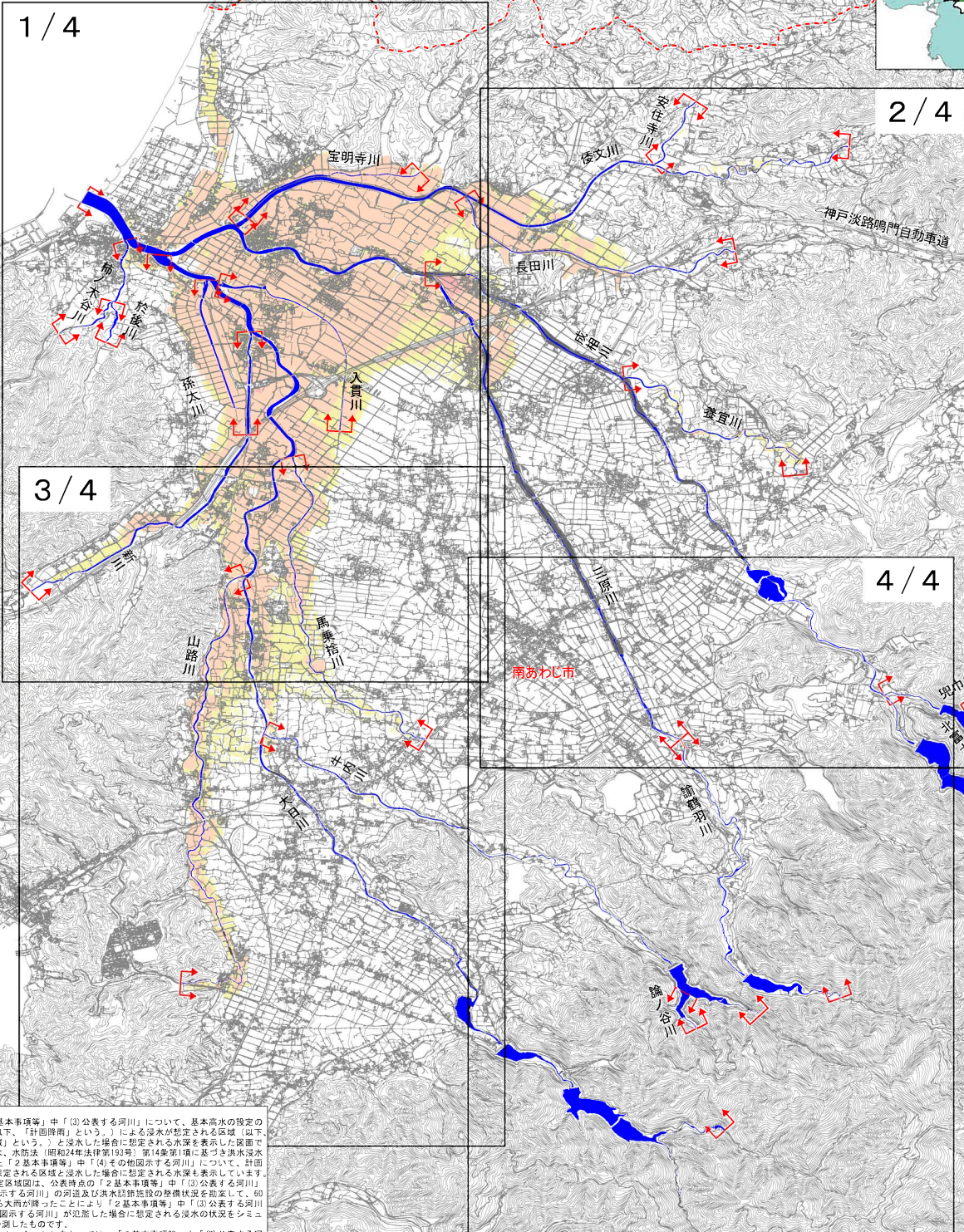
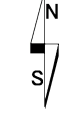


三原川水系 洪水浸水想定区域図
(計画規模)

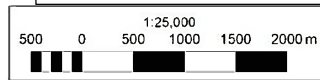


1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、基本高水の設定の前提となる降雨（以下、「計画降雨」という。）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和47年法律第10号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」について、計画降雨による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 (2) この洪水浸水想定区域図は、「公表する河川」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河堤及び洪水調節施設の整備状況を想定して、60年に1回程度起こる大雨が降ったことにより「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年 月 日
 (3) 公表する河川 三原川水系幹線大谷川、於徳川、大日川、孫太川、入貴川、新川、馬養控川、山路川、牛内川、徳ノ谷川、倭文川、宝明寺川、長田川、安住寺川、成相川、美直川、北富士川、兎巾谷川、鶴鷺羽川（指定農林局（センター）：淡路農林局）
 (4) その他図示する河川 三原川水系三原川
 (5) 関係市町 南あわじ市
 (6) その他の計算条件等
 ① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で谷水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が谷水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。
 ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区域においては浸水させたときの氾濫計算結果を根拠に作成したものです。
 ③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し隣接する計算メッシュとの連続性や、連続橋・構造物（道路や鉄道の盛土）を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

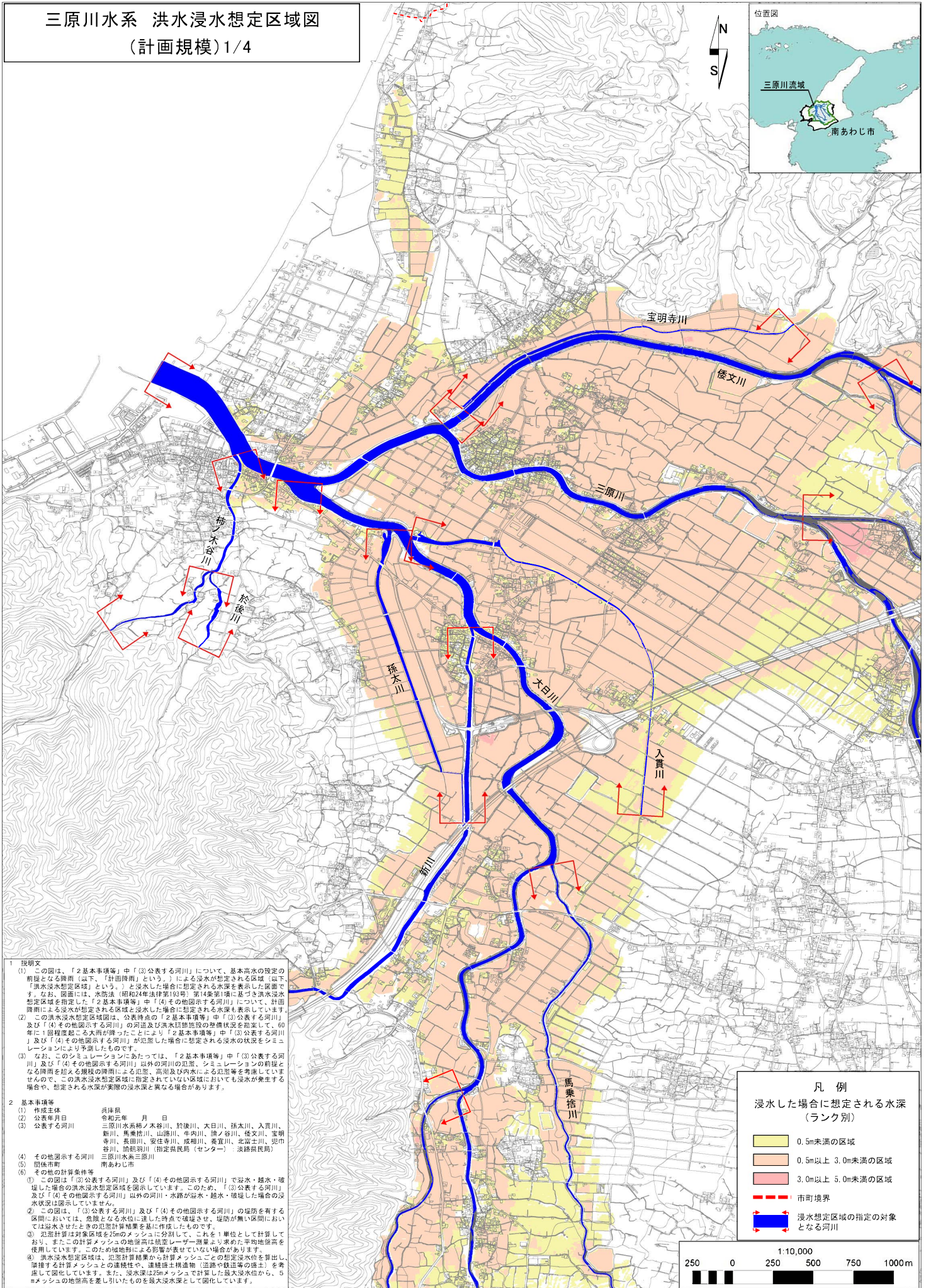
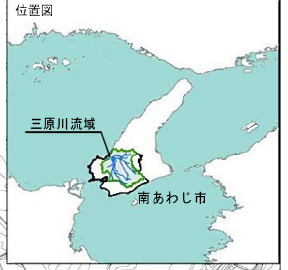
凡例
 浸水した場合に想定される水深
 (ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上 3.0m未満の区域
- 3.0m以上 5.0m未満の区域
- 市町境界
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第342号)

三原川水系 洪水浸水想定区域図
(計画規模)1/4



1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、基本高水の想定
 の前提となる降雨（以下、「計画降雨」という。）による浸水が想定される区域（以下、
 「洪水浸水想定区域」という。）を浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 なお、図面には、水防法（昭和47年法律第10号）第14条第1項に基づき洪水浸水
 想定区域を指定した「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」について、計画
 降雨による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」
 及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を想定して、60
 年に1回程度起こる大雨の発生により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」
 及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュ
 レーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河
 川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提と
 なる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮してい
 ませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する
 場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年 月 日
 (3) 公表する河川 三原川水系ノ木谷川、於後川、大日川、孫木川、入貫川、
 新川、馬乗捨川、山崎川、牛内川、徳ノ谷川、倭文川、宝明
 寺川、長田川、安住寺川、成相川、美直川、北富士川、児巾
 谷川、鶴鷺羽川（指定農林局（センター）：淡路農林局）
 (4) その他図示する河川 三原川水系三原川
 (5) 関係市町 南あわじ市
 (6) その他の計算条件等
 ① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で洪水・越水・破
 壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」
 及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が洪水・越水・破壊した場合の浸
 水状況は図示していません。
 ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する
 区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区域におい
 ては洪水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
 ③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算して
 おり、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を
 使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し、
 隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物（道路や鉄道等の盛土）を考
 慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水位から、5
 mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

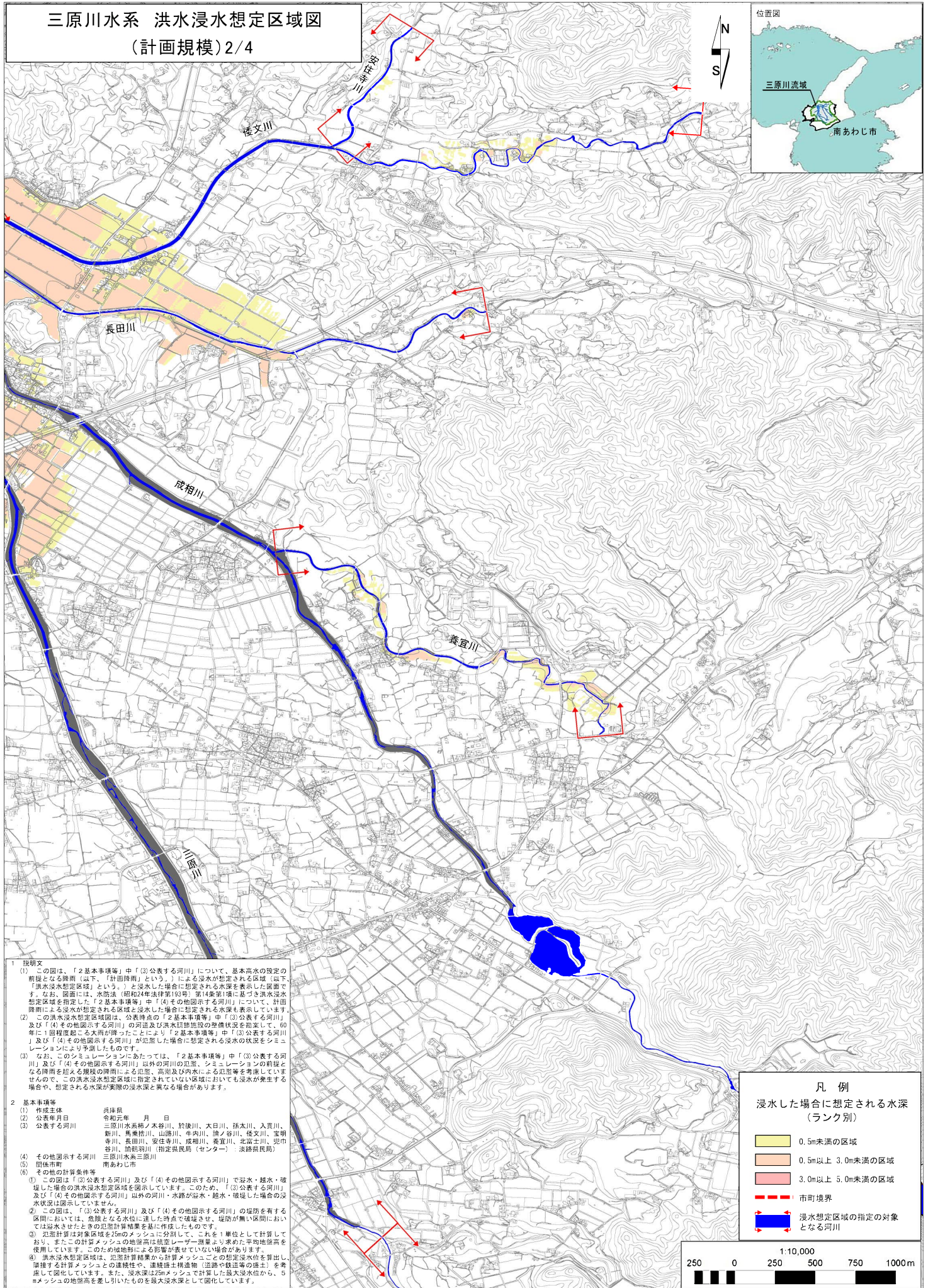
凡例
 浸水した場合に想定される水深
 (ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上 3.0m未満の区域
- 3.0m以上 5.0m未満の区域
- 市町境界
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川

1:10,000
 250 0 250 500 750 1000m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 令元情使、第342号）

三原川水系 洪水浸水想定区域図
(計画規模)2/4



1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、基本高水の設定の前提となる降雨（以下、「計画降雨」という。）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）を浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和44年法律第10号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」について、計画降雨による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 (2) この洪水浸水想定区域図は、「公表する河川」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、60年に1回程度起こる大雨が降ったことにより「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年 月 日
 (3) 公表する河川 三原川水系神ノ木谷川、於徳川、大日川、孫太川、入貴川、新川、馬養控川、山崎川、牛内川、徳ノ谷川、倭文川、宝朝寺川、長田川、安住寺川、成相川、美賀川、北富士川、児巾谷川、鶴籠羽川（指定農林局（センター）：淡路農林局）
 (4) その他図示する河川 三原川水系三原川
 (5) 関係市町 南あわじ市
 (6) その他の計算条件等
 ① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で洪水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川、水路が洪水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。
 ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区域においては浸水させたときの浸水計算結果を基に作成したものです。
 ③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。
 ④ 洪水浸水想定区域は、浸水計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

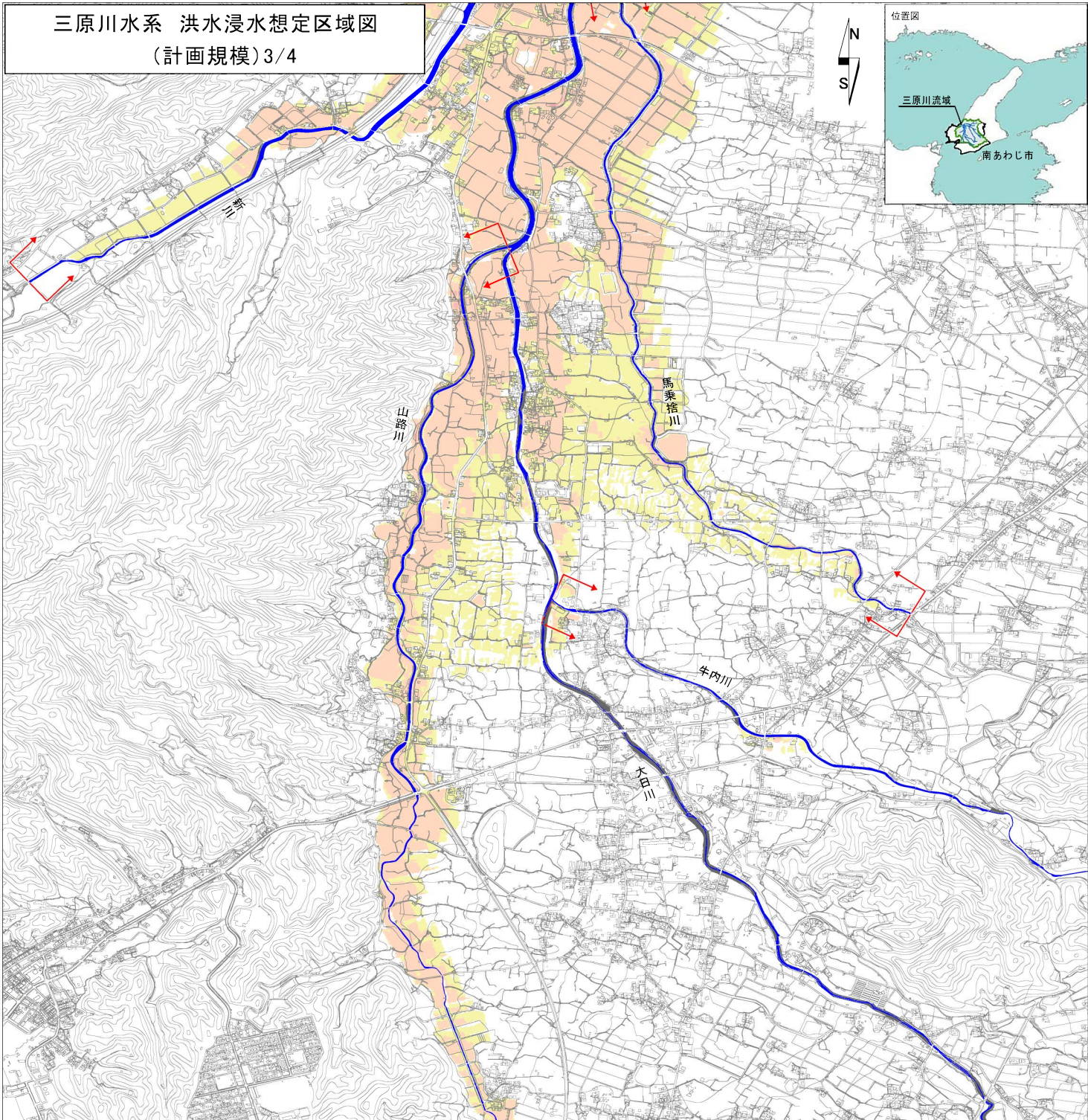
凡例
浸水した場合に想定される水深（ランク別）

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上 3.0m未満の区域
- 3.0m以上 5.0m未満の区域
- 市町境界
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川

1:10,000
 250 0 250 500 750 1000m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。（承認番号 令元情使、第342号）

三原川水系 洪水浸水想定区域図
(計画規模)3/4

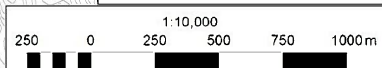


1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、基本高水の発生の前提となる降雨（以下、「計画降雨」という。）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）を浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和44年法律第10号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」について、計画降雨による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を踏まえて、60年に1回程度起こる大雨が起こったことにより「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

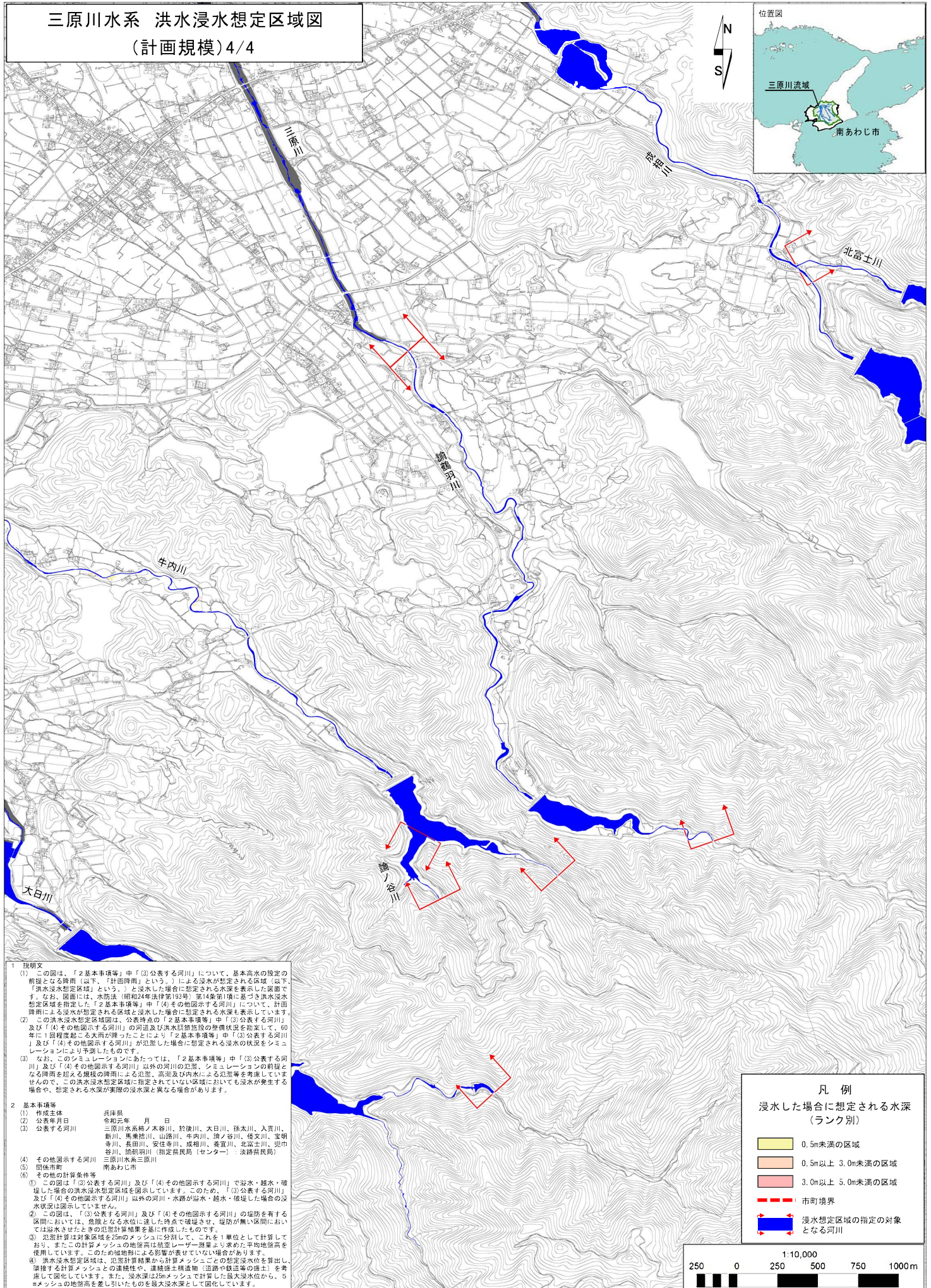
2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年 月 日
 (3) 公表する河川 三原川水系大谷川、於後川、大日川、孫太川、入貴川、新川、馬乗捨川、山路川、牛内川、徳ノ谷川、倭文川、宝明寺川、長田川、安住寺川、成相川、美賀川、北富士川、児巾谷川、鶴鷺羽川（指定農民間（センター）：淡路農民間）
 (4) その他図示する河川 三原川水系三原川
 (5) 関係市町 南あわじ市
 (6) その他の計算条件等
 ① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で谷水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が谷水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。
 ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
 ③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続体土構造物（道路や鉄道等の橋）を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

凡例
浸水した場合に想定される水深（ランク別）

	0.5m未満の区域
	0.5m以上 3.0m未満の区域
	3.0m以上 5.0m未満の区域
	市町境界
	洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川



三原川水系 洪水浸水想定区域図
(計画規模)4/4



説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、基本高水の設定の前援となる降雨（以下、「計画降雨」という。）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）を浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和47年法律第102号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」について、計画降雨による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、「公表する河川」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を想定して、60年に1回程度起こる大雨が降ったことにより「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前援となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体	兵庫県
(2) 公表年月日	令和元年 月 日
(3) 公表する河川	三原川水系神ノ木谷川、於後川、大日川、孫太川、入貴川、新川、馬乗捨川、山陽川、牛内川、論ノ谷川、倭文川、宝明寺川、長田川、安住寺川、成相川、美直川、北富士川、兜巾谷川、鶴鷺羽川（指定農林局（センター）：淡路農林局）
(4) その他図示する河川	三原川水系三原川
(5) 関係市町	南あわじ市
(6) その他の計算条件等	① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で谷水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川、水路が浸水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。 ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区域においては浸水させたときの想定計算結果を基に作成したものです。 ③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。 ④ 洪水浸水想定区域は、想定計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続堤防構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水高から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

凡例
浸水した場合に想定される水深（ランク別）

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上 3.0m未満の区域
- 3.0m以上 5.0m未満の区域
- 市町境界
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川

この地図の作成に当たっては、国土地理院院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。（承認番号 令元令使、第342号）